（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第十六条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出しを「（食品等持続的供給推進機構の業務の特例）」に改め、同条中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改める。

第五十五条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の適用）」に改め、同条中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二十四条第一項」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第十七条第一号」を「第二十三条第一項」に、「第二十五条第一項第一号」を「第三十一条第一項第一号」に、「第二十四条」を「第三十条」に、「第二十三条各号」を「第二十二条第二号」を「第五十七条第二号」に改める。

第十七条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（」に、「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務
第二十三条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業等経営強化法」という。）第二十六条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号に掲げる業務

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十八条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改める。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第十九条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「で」の下に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十四条に規定する業務」を加える。

（物資の流通の効率化に関する法律の一部改正）

第二十条　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号イ中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改める。

第二十二条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十六条第一項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務
第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節
第五十七条第二号	第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「物資流通効率化法」という。）第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び物資流通効率化法第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務及び物資流通効率化法第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務又は中小強化法第二十六条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節若しくは中小強化法
第五十七条第二号	第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「物資流通効率化法」という。）第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び物資流通効率化法第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	この節若しくは物資流通効率化法